



## 民事訴訟法

(7月21日)

以下の文章を読み、かっこ内に適語を入れなさい。

A(東京在住)は北海道を旅行中、B(北海道在住)が運転する車にはねられ負傷した。Aは治療代50万円の支払いをBに請求したが、Bが応じないため、裁判所に訴えることを考えている。

この訴えの訴額は(ア)円以下であるため、(イ)裁判所が管轄権を有するが、Aは被告であるBの(ウ)を管轄する(イ)裁判所か(民事訴訟法第4条第1項および第2項)、(エ)を管轄する裁判所(第5条第9号)に訴えを提起することができる。このケースにおいて、(エ)とは具体的には(オ)である。

訴えを提起するには、裁判所に(カ)を提出しなければならない(第133条第1項)。(カ)は(キ)によって審査され、不備があるとき、(キ)は原告に補正を命じるが、原告がそれに従わないとき、訴えは(ク)される。他方、(カ)に不備がないとき、(カ)の副本は被告に送達される(第138条第1項)。また、(キ)は(ケ)の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない(第139条)。

Aの請求が民法第709条に基づいているとき、Aは、①Bによる不法行為、②Bによる不法行為が過失に基づいていること、③(コ)を主張しなければならない。これらは民法第709条に基づく損害賠償請求を基礎づける事実(同請求権発生要件)であり、(サ)と呼ばれる。なお、②の過失とは、例えば、居眠り運転、脇見運転、スピードの出し過ぎなどをさすが、過失といった抽象的概念ではなく、それに該当する居眠り運転、脇見運転、スピードの出し過ぎなどが(サ)にあたる(56頁参照)。

AはBの居眠り運転を主張したとする。Bがこれを認めるとき、Aは証明する必要はないが、Bがこれを(シ)するときは証明しなければならない。Aは事故を目撃していたCの証人尋問を裁判所に求めたが、Cが正当な理由なく裁判所への出頭や供述を拒むとき、Cは(ス)を科せられる。なお、人証には、証人尋問の他に、(セ)と(ソ)がある。

Aが②の事実を証明できないとき、Aは敗訴する。これは、②の事実に関する(タ)を負っているのはAであるためである。

以下のすべての問題に答えなさい。

問題1. XはYに土地を賃貸していたが、Yが賃料10ヶ月分を支払わないので、その支払いを求める訴えを提起した。この訴えの訴訟物は何か答えなさい。

問題2. 問題1のケースにおいて、Xが主張しなければならない主要事実を全て挙げなさい。

問題3. 問題1のケースにおいて、家賃の支払期限は実際にはまだ到来していなかったとする場合、裁判所はXの訴えをどのように扱えばよいか説明しなさい。

問題4. 問題1のケースに関し、以下の文章を読み、誤りがあればその箇所を指摘し、誤りの理由について説明しなさい。誤りがなければ、「誤りなし」と記載しなさい。

(1) 第1回目の口頭弁論期日にYが欠席した場合、裁判所はY敗訴の判決を下すことができる。

(2) 審理の結果、裁判所は賃料の支払いをYに命じる判決を下し、確定したが、実際には、Xの請求権は、Xが提訴した時点で、すでに時効によって消滅していたとする。そのため、Yは賃料支払義務不存在確認の訴えを提起することが許される。

(3) Yが賃料を支払わないため、Xは賃貸借契約を解除した上で、Yに土地の明け渡しを求めて提訴したが敗訴したとする。そのため、後日、Xは、自らの所有権に基づき、Yに土地の明け渡しを求め提訴したが、これらの2つの訴えの訴訟物は同一であるため、後訴は民事訴訟法第142条に基づき却下されるべきである。